

陸上自衛隊達第111-3号

陸上自衛隊演習場等の使用及び管理に関する達を次のように定める。

昭和46年2月26日

陸上幕僚長 陸将 衣笠 駿雄

陸上自衛隊演習場等の使用及び管理に関する達

改正 昭和49年3月14日達第110-1-13号 昭和53年1月13日達第122-108号  
昭和53年1月13日達第122-109号 昭和55年3月5日達第111-3-1号  
昭和57年4月30日達第122-119号 昭和57年11月8日達第11-1-1号  
平成元年3月24日達第111-3-2号 平成7年2月16日達第111-3-3号  
平成11年3月17日達第111-3-4号 平成14年9月27日達第111-3-5号  
平成21年2月3日達第122-230号 平成29年3月23日達第111-3-6号  
平成30年3月23日達第111-3-7号 令和元年5月21日達第111-3-8号  
令和3年3月15日達第122-315号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 使用等

第1節 使用（第3条-第6条）

第2節 安全管理（第7条-第14条）

第3節 部外に対する通報等（第15条）

第3章 管理等

第1節 管理及び整備（第16条-第18条）

第2節 警備等（第19条-第21条）

第4章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊における演習場等の使用及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達において用いる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「師団長等」とは、師団長、旅団長、団長及びその他方面総監の指定する部隊等の長をいう。
- (2) 「駐屯地業務隊長等」とは、駐屯地業務隊長及び駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊等の長をいう。
- (3) 「演習場等」とは、陸上自衛隊が管理する演習場、射撃場、駐屯地外にある訓練場、しょう舎及びこれに付属する施設をいう。

- (4) 「危険地域」とは、射撃又は爆破等（以下「射撃等」という。）の間、使用する火器の種類、射撃等の要領及び周囲の地形等により安全管理上人員、車両等の立入りを禁止する必要がある地域をいう。
- (5) 「弾着区域」とは危険地域のうち目標に対し射撃した場合、全射弾の落達する区域をいう。
- (6) 「危険区域」とは、危険地域のうち射撃等の位置及び弾着区域の周囲に設定する区域をいう。
- (7) 「制限水域」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条第1項の規定により、漁船の操業が制限され若しくは禁止され又は契約により漁業権若しくは入漁権の行使（これらの権利の行使以外の漁船の操業を含む。）が制限され若しくは禁止された水面の区域をいう。
- (8) 「廃弾」とは、銃砲口又は発射機を離れ落下した銃砲弾・誘導弾・ロケット弾（打がら薬きょう類及び不発弾を除く。）、その破片等をいう。
- (9) 「演習場等の管理」とは、駐屯地業務隊長等が演習場等の現状維持に必要な範囲内において自ら行う業務（供用事務担当官としての事務を含む。）をいう。
- (10) 「演習場等の整備」とは、使用の効率化を図るため演習場等に関する改修、補修及び清掃等の業務をいう。

## 第2章 使用等

### 第1節 使用

（使用統制責任者）

第3条 演習場等の使用統制の責任者（以下「使用統制責任者」（次項において委任された者を含む。）という。）はその方面区の方面総監とする。

2 方面総監は、必要に応じ演習場等の使用統制を隷下師団長等又は方面区内に所在する部隊若しくは機関の長に委任することができる。

3 陸上幕僚長は、前項にかかわらず演習場等を使用統制する必要があるときは、通常陸上自衛隊の年度業務計画運営規則（陸上自衛隊達第11—1号。以下「業計規則」という。）に定める当該年度の年度業務計画において所要の事項を示すものとする。

（使用統制業務）

第4条 使用統制責任者は、通常次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 演習場等の使用割当
- (2) 演習場等の使用手続、使用上の制限等の統制
- (3) 演習場等の使用に関する監督・指導
- (4) 使用実績の記録及び報告
- (5) 部外機関等に対する連絡・調整

（在日米軍による使用）

第5条 使用統制責任者は、日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「在日米軍」という。）が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）第2条第4項(b)に基づき、演習場等を使用する場合は共同使用に関する協定、

覚書及び了解事項（以下「共同使用に関する協定等」という。）に基づき使用地域及び時期等を現地において米軍関係者と相互調整し決定するものとする。

（在日米軍の管理する演習場等の使用）

第6条 部隊等の長は、日米地位協定第2条第4項(a)に基づき在日米軍の管理する演習場等の使用を必要とする場合は、当該演習場の共同使用に関する協定に定められたところにより使用手続を行うものとする。ただし、共同使用に関する協定等がない演習場等の使用を必要とする場合は、米軍管理演習場使用申請書（別紙第1様式）により順序を経て陸上幕僚長（運用支援・訓練部長気付）に申請するものとする。

## 第2節 安全管理

（危険地域の設定）

第7条 方面総監は、各演習場等の特性を考慮して弾着区域又は危険地域を決定するものとする。この際、ロケット発射筒の演習弾、演習小銃てき弾及び演習手りゅう弾の弾着区域は、これら以外の弾種の弾着区域（火薬類がてん実されていない弾種のみを除く。）とは別の場所を選定するものとする。

- 2 方面総監は、必要に応じ弾着区域に更に目標設置のための目標設置区域を限定することができる。
- 3 駐屯地業務隊長等は、決定された弾着区域の周囲に別紙第2に示す標識を設置しなければならない。
- 4 弾着区域内には、射撃の有無にかかわらず人員、車両等の立入りを禁止するものとする。ただし、弾着区域内に立入りを必要とする部隊等の長は、方面総監の定めるところにより立入りの許可を受けるとともに、立入りに際しては、所要の不発弾処理技能者を同行するものとする。
- 5 火薬類がてん実されていない弾種のみを除く弾着区域については、第3項及び第4項の規定の適用を除外することができる。

（不発弾の通報）

第8条 演習場を使用する部隊又は機関の長（以下「使用部隊等の長」という。）及び不発弾処理部隊の長は、弾着区域で不発弾が発生した場合は、不発弾の発生及び処理の状況（弾種、位置等）を当該弾着区域の立入りを許可する者へ、射撃後又は不発弾処理後速やかに通報するものとする。

（弾着区域等外への射弾落達の通報）

第9条 使用部隊等の長は、弾着区域外又は演習場外に射弾が落達した場合及び疑わしい場合は、直ちに射撃を中止し、速やかに使用統制責任者の定める者に通報するものとする。

（危険地域の区分厳守）

第10条 使用部隊等の長は、目標設置区域、弾着区域及び危険区域の地域区分を厳守し、危険地域内の安全を確認できるまで射撃等をしてはならない。

- 2 使用部隊等の長は、教育訓練又は研究の必要上、設定した弾着区域等の地域区分により難しい場合は、その変更に関し順序を経て方面総監に申請するものとする。

(陸上自衛隊以外の者が使用する場合の安全管理責任)

第11条 使用統制責任者は、陸上自衛隊以外の者が演習場等を使用する場合には、安全管理に関する規定等について周知させるものとする。

(制限水域の設定)

第12条 方面総監は、訓練等を行うため、制限水域を設定又は変更する必要があるときは、自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令(平成19年防衛省訓令第63号)第3条に示す事項について、業計規則第7条の2に基づく要望事項に含めて提出するものとする。

(弾着区域の清掃)

第13条 使用統制責任者は、演習場の弾着区域について、年間少なくとも1回定期的に清掃(不発弾処理を含む。)を行うものとする。

(打がら菓きょう類及び廃弾に対する隊員の心得)

第14条 隊員は、演習場等内の打がら菓きょう類及び廃弾を演習場等外へ持ち出してはならない。

(使用部隊の長の責務)

第14条の2 使用部隊等の長は、演習場等の使用に際しては、視界の状況、起伏等の地形上の特性及び演習場周辺に所在する住宅、公共施設等の地域上の特性といった各演習場等の特性について留意することを一隊員まで徹底を図るものとする。

第3節 部外に対する通報等

(部外に対する通報等)

第15条 使用統制責任者は、平素から関係官公署及び関係地元地方公共団体等との連携強化に努めるとともに、演習場等の使用についての安全管理、警備等に関して必要と認める場合は、関係官公署及び関係地元地方公共団体に対し事前及び緊急時の連絡・調整等を行うものとする。ただし、これらについて協定等の取決めがある場合は、当該協定等に基づき行うものとする。

2 緊急事態等(部外に影響を及ぼすおそれがあると判断する場合を含む。)が発生した際は、通報の系統を一元化し、通報先及び通報手段(電話、電子メール、FAX等)を適切に判断して緊急情報を速報するものとし、第2報以降も続報する。

3 使用統制責任者は、関係官公署及び関係地元地方公共団体等への報告・通報系統(別紙第3)を確立し、関係官公署及び関係地元地方公共団体等へ周知するものとする。

第3章 管理等

第1節 管理及び整備

(演習場等の管理)

第16条 方面総監は、方面区内に所在する演習場等の管理について、駐屯地業務隊長等の行う業務を指導監督するものとする。

2 駐屯地業務隊長等は、常に演習場等の境界確認の処置を講ずるとともに、次の各号の事態防止に努めるものとする。

(1) 部外者の不法使用及び不法立入り

(2) 部外者によるじんあい、廃棄物等の遺棄

(3) 施設の滅失、毀損、損壊及び盗難

第17条 方面総監は、演習場等の使用（権利及び権利につながる慣行設定を除く。）について、関係官公署等の長と協議の上、隣接地域住民等の立入条件、その他必要な事項を取決めることができる。

2 方面総監は、前項の取決めを駐屯地業務隊長等に委任することができる。  
（演習場等の整備）

第18条 演習場等の整備の責任者（以下「演習場等整備責任者」という。）は、その方面区の方面総監とする。

2 方面総監は、必要に応じその整備責任に属する業務の全部又は一部を隷下師団長等又はその方面区内に所在する部隊若しくは機関の長に実施させることができる。この場合において、部隊又は機関の長に実施させるときはあらかじめ協議するものとする。

#### 第2節 警備等

（演習場等の警備）

第19条 演習場等内において教育訓練中の警備及び陸上自衛隊の管理する演習場等の警備は別に示すところによる。

（消防）

第20条 演習場等における消防については、消防に関する達（陸上自衛隊達第83-5号）によるものとする。教育訓練の間当該演習場等の使用部隊等の長は、当該演習場等の使用にかかわる消防に関して責任を有するものとする。

（防火帯の設定）

第21条 演習場等整備責任者は、実弾射撃を行なう演習場等のうち、火災予防上必要とする演習場等については防火帯を設定しその維持補修を行うものとする。

#### 第4章 雑則

（規則の作成）

第22条 方面総監は、方面区内に所在する演習場等の使用及び管理に関し所要の事項を定めるものとする。

(報告)

第23条 方面総監は、演習場等に関し別に定めるもののほか、次により陸上幕僚長に報告するものとする。

報告の種類	報告の内容	提出時期	部数	様式	備考
演習場等使用管理規則報告(訓令第2号)	演習場等の使用及び管理に関する規則	作成及び改正の都度	2	適宜	報告内容には、第3条及び第15条により委任又は業務を実施させた場合、当該部隊等の長が作成する規則並びに第13条による管理に係る規則を含む。
演習場使用協定等締結報告(施令第9号)	演習場等に隣接する地域住民との取決め	取決め及び改正の都度	2	適宜	

附 則

この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月14日陸上自衛隊達第110-1-13号抄)

- 1 この達は、昭和49年4月1日から施行する。(以下略)
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容等を修正して使用することができる。

附 則(昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-109号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和55年3月5日陸上自衛隊達第111-3-1号)

この達は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号)

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(昭和57年11月8日陸上自衛隊達第11-1-1号抄)

この達は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則(平成元年3月24日陸上自衛隊達第111-3-2号)

この達は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成7年2月16日陸上自衛隊達第111-3-3号)

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 17 日陸上自衛隊達第 111-3-4 号）  
この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 27 日陸上自衛隊達第 111-3-5 号）  
この達は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号）  
この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 111-3-6 号）  
この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 111-3-7 号）  
この達は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 20 日陸上自衛隊達第 111-3-8 号）  
この達は、令和元年 5 月 21 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122-315 号）

- 1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下、「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

米軍管理演習場使用申請書

殿

発簡番号  
発簡年月日  
使用部隊の長 官職氏名  
(公印省略)

米軍管理演習場使用申請書

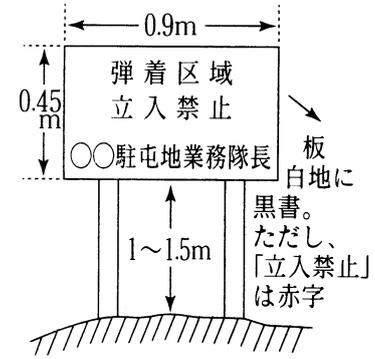
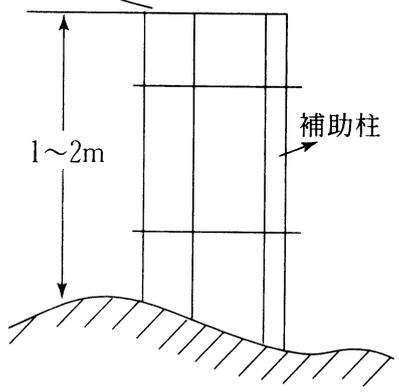
下記のとおり使用したいので申請する。

記

1 演習場名	
2 所在地	
3 管理部隊名	
4 使用目的	
5 使用期間	
6 使用部隊 及び使用規模	
7 方面総監等意見	
8 特記事項	
9 添付書類	演習場、案内図、配置図、使用計画その他参考となるべき事項

規格：A列4番

弾着区域の表示要領

区分	設置場所	規格等
標示板	弾着区域進入路の境界付近	 <p>0.9m</p> <p>0.45m</p> <p>弾着区域 立入禁止</p> <p>〇〇駐屯地業務隊長</p> <p>板 白地に 黒書。 ただし、 「立入禁止」 は赤字</p> <p>1~1.5m</p>
境界標識	<p>弾着区域全周 50m間隔を基準として境界上の各地点から両側の標識が明りように認められる範囲とし、これに鉄線 (12 番を基準) 又は有刺鉄線を 2~3 条張り巡らす。ただし、地域の特性等により鉄線等を設けることができない場合は、標識の間隔を適宜短縮して、これに代替することができる。</p>	<p>適宜のポール 色~赤 (部分的に他の色を付す ことができる。)</p>  <p>1~2m</p> <p>補助柱</p>

緊急事態等における報告・通報系統 (一例)

